

京都市告示第 5 9 1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

社会福祉法人京都障害者福祉センター（理事長 前田 文男）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市南区吉祥院西定成町 3 5 番地

3 事業所の名称

京都市だいが学園

4 事業所の所在地

京都市伏見区醍醐辰巳町 1 5 番地

5 指定する事業の種類

就労選択支援

6 指定年月日

令和 8 年 1 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 9 0 0 0 3 3

（保健福祉局障害保健福祉推進室）